

論文審査の要旨及び担当者

No.1

報告番号	甲 乙 第 号	氏 名	土井原 奈津江
論文審査担当者	主 査	政策・メディア研究科委員	兼総合政策学部教授 大江 守之
	副 査	政策・メディア研究科委員	兼環境情報学部准教授 秋山 美紀
		政策・メディア研究科委員	兼総合政策学部准教授 森 さち子
		看護医療学部教授 兼健康マネジメント研究科委員	太田喜久子
学力確認担当者：			
(論文審査の要旨)			
<p>土井原奈津江君の学位請求論文は『高齢者グループリビングの持続的運営に関する研究』と題し、5章より構成される。</p> <p>「高齢者グループリビング」は、1999年に藤沢市湘南台に開設された「COCO 湘南台」に始まる、制度にもとづかない新しい高齢者の小規模共同居住形式である。高齢者の共同居住への制度的対応は、介護保険制度開始以前は高齢者福祉の対象か一部の高所得層向けかに二極化された状態にあり、開始後は介護サービス授受を主目的とする形態へと重点がシフトした。一方、共同居住に関する高齢者住宅政策は、基本的にバリアフリー共同住宅の整備という範囲にとどまるものである。2011年の高齢居住安定法の改正によってサービス付き高齢者向け住宅が登場し、介護政策と住宅政策の連携が強化されたが、現段階では有料老人ホームの代替的意味合いが強い。</p> <p>こうした高齢者の住まいをめぐる変化のなかで、COCO 湘南台は、創設者である西條節子氏の掲げた「自立と共生」の理念のもと、「コミュニティの中の様々な資源による食事・清掃・健康維持等に関する基礎的生活サービスを受けながら、高齢者が安心して自立した暮らしを目指す住まい方」を実践するものとして、17年間にわたって見学者を集め続け、また多くの研究者や新聞・テレビ等に繰り返し取り上げられてきた。一定の費用負担力のある一人暮らし高齢者が、安心を基盤として自分らしく自由に暮らす選択肢がなかったからに他ならない。(財)JKA(旧日本自転車振興会)は、この活動に着目し、2005年度から6年間にわたってこれを普及するための補助金を支出し、全国に16件のグループリビングが誕生した。しかし、高齢者の日々の暮らしが営まれているという制約もあって、COCO 湘南台も含め、高齢者グループリビングに関する学術的研究は進んでこなかった。</p> <p>土井原論文は、COCO 湘南台にならって自主的に開設された事例や上記16件の事例をすべて訪問調査した上で、COCO 湘南台およびこれとは事業構造が異なる二つ事例を選定し、運営者や居住者との信頼関係を構築しつつ、長期にわたる参与観察を通して、高齢者グループリビングの持続的運営を可能にする仕組みを明らかにし、社会的普及のためのモデルを提示した。</p> <p>第1章では研究の背景と目的を述べたうえで、幅広く使われているグループリビングという用語および類似する居住形式や概念を整理し、本研究で扱う高齢者グループリビングの定義を明確にしている。また、高齢者共同居住に関する先行研究を運営システムと居住の共同性という軸で整理し、これまで得られている知見を明らかにしたが、国内における先行研究で学術的成果をあげているものの多くは災害復興公営コレクティブ住宅を対象としたものであり、本研究に直接的な示唆を与えるものが少ないことを指摘した。本研究はCOCO 湘南台型グループリビングを対象とした事業の成立構造に踏み込んで研究であり、運営の時間的経過のなかで生じる問題とその対応を分析することを通して、社会的普及が可能なモデルを提示する実践的な意義を持つ研究であると位置づけた。</p> <p>第2章では、COCO 湘南台(以下、A)の高齢者共同居住の仕組みを明らかにするとともに、</p>			

開設後 15 年の変化を分析し、その仕組みがどのように持続性を有しているのかを考察している。A を運営する NPO 法人は、居住者と入居契約を交わし、一方で、仕様を指定して建設された住宅を一括借り上げし、食事づくり等のサービスをワーカーズ・コレクティブから購入する契約を結ぶマネジメントのみを行う主体である。どのようなサービスを共同購入するかは、NPO 法人が居住者の意向をくみ取りながら選択するという仕組みになっており、これが居住者中心の暮らしのあり方に結びつき、自由な暮らしを支える原動力になっているのではないかと当初は考えた。しかし、15 年の変化を振り返ると、11 年目以降、初期居住者が半数以下になり加齢が進んだ時期から、新規入居者が短期間で入れ替わる傾向が強まり、共同性の基盤が弱まるとともに、ケアニーズの充足に関する温度差も生まれてきた。この結果、新たなサービスの共同購入にむけての合意形成が難しくなり、同時にリーダーの加齢に伴う調整機能も低下していくなかで、A の運営の仕組みは十分な持続性を持つものではないことが明らかになりつつある。

第 3 章では、運営主体が住空間提供者である B と生活支援サービス提供者である C を取り上げ、「居住者主体の運営であるがゆえに居住者のニーズに沿ったサービスを選択して購入できる」という高齢者グループリビングの原理的仕組みが、サービス供給側がサービス内容を定める仕組みの運営形態で機能するのか、それが機能するとすればどのような点が重要であるのかを明らかにした。A、B、C の違いは、端的に言えば、空き室のリスクを誰がとるかという点にある。空き室リスク回避の方向として、B の場合は連携するサービス提供主体を通して、C の場合は自らサービスを手厚くする方向に向かう可能性がある。分析の結果、その可能性は否定され、B、C の運営者は、居住者間、居住者とサービス提供者の間での多様なコミュニケーションを通して居住者の生活ニーズを把握し、運営に反映させる仕組みを機能させていた。また、地域との交流を日常的に行う場を多様に用意し、居住者が地域の一員として生きる環境を整えており、A では実現されていない形の自立支援が行われていることを明らかにした。

第 4 章では、A で模索されていながら実現できていない「自立と共生」の理念に沿ったケアの提供という課題に対して、ケアニーズが高く、居住者の入れ替わりが短期間で進む C を取り上げ、どのような仕組みで共同性や地域居住継続に対応してきたのかを明らかにした。C の運営者は地方都市で助け合い活動から出発し、現在は介護支援事業と訪問介護のみを行う介護保険事業者でもあるが、居住者のうち要介護・要支援者の介護保険利用は本人の選択に委ねている。結果的にケアプラン作成は対象者全員を引き受けているが、本人の意向に沿いながら自立に向かうよう随時変更を行っている。運営者はこうしたケア面での必要な対応を行いながら、居住者が役割を持つことや人々との交流を行うことに力を入れている。すべての居住者はささやかであっても住居内や地域での役割をもち、趣味の活動に週 2 回以上参加している。運営者は地域で展開している助け合い活動、配食サービス、多種のサロン、移送サービス、介護サービスを、グループリビングに暮らす高齢者にも同じように提供することで、彼らの地域居住 (Ageing in place) を実現していると言える。

第 5 章では、以上の各章での分析と考察をまとめ、高齢者グループリビングの持続的モデルを提示した。高齢者グループリビングは、A によって「生活支援サービスを地域から共同購入する高齢者の小規模共同居住形式」という新しい仕組みとして生み出された。このモデルを広げるためにつくられた (財) JKA の補助事業に応募した事業者のなかから C が生まれた。C の運営者は「生活支援サービスを地域が共同購入する」仕組みの媒介者・供給者のひとりであり、そうした地域に根ざした事業者が運営することによって、高齢者グループリビングを居住者の入れ替わりや加齢に対応できる仕組みへと進化させた。持続的モデルとはこうした地域に根ざした NPO を中心とするケア提供者が高齢者グループリビングに取り組むというものである。しかし、事例 C は手厚い補助金によって実現できたものであり、今後はサービス付き高齢者向け住宅制度による住宅整備と組み合わせた事業の可能性を検討していく必要がある。

本研究の新規性・独自性は以下の3点にまとめられる。

第1に、これまで高齢期の暮らし方の一つの先駆的モデルとして繰り返し「紹介」されてきたCOCO 湘南台の高齢者グループリビングの成立構造を長期の参与観察と活動記録にもとづいて分析し、「生活支援サービスを地域から共同購入する」という新しい仕組みが、10人の居住者の共同購入に限定されたことによって、居住者の入れ替わりと加齢に対応できなくなっていることを明らかにした点である。

第2に、COCO 湘南台型のグループリビング運営に取り組んだ事例全体を予備調査した上で選定した事業構造の異なるBとCを対象に、同様の手法を用いて成立構造を分析し、事例Cの運営者が「生活支援サービスを地域が共同購入する」仕組みの媒介者・供給者として行動することで、高齢者グループリビングを居住者の入れ替わりや加齢に対応できる仕組みに進化させたことを明らかにした点である。

第3に、この分析結果をもとに、Cをベースとした高齢者グループリビングの持続的モデルを提示し、その社会的普及に言及している点である。その考察はまだ十分ではないが、現在進められている地域包括ケアシステムのなかで、今後力を入れていかなければならない住まいと生活支援領域において、地域に根ざしたケア提供を行う事業主体が小規模な高齢者共同居住の運営に関与することは、そのシステムの実現に有効であることを示唆していると言えよう。

社会福祉研究者のなかに、高齢者グループリビングがドイツの介護保険制度で導入された高齢者居住共同体（Seniorenwohngemeinschaft）と通底していることを指摘する声もある。もともと事例が少ないなかで、典型事例を選定しその成立構造を詳細に分析することによって、先駆的事例のなかで動いているメカニズムを明らかにし、それが社会システムのなかに位置づけられる可能性を提示したことは、本研究の最も重要な点である。

土井原君は、高齢者グループリビングを社会的に普及していこうという意思をもつ運営者やそれをめざそうとする人々が組織したグループリビング運営協議会の事務局の中心を担うなど、研究成果を実践に移す活動にも精力的に取り組んでいる。

以上のように土井原奈津江君の論文は、自立した実践的研究者として高齢者居住研究を進めていくために必要な高い能力ならびにその基礎となる豊かな学識を有していることを示している。よって、本学位審査委員会は土井原奈津江君が博士（学術）の学位を授与される資格があるものと認める。